

第1号議案

静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定により、次のように本会に諮問された。

令和5年7月31日提出
静岡県屋外広告物審議会会長

都景第139号
令和5年7月31日

静岡県屋外広告物審議会
会長 岡田 智秀 様

静岡県知事 川勝 平太

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について（諮問）

このことについて、別案により地域の指定を行いたいので、静岡県屋外広告物条例第27条第1項の規定により諮問します。

(第1号議案)

屋外広告物の表示等を規制する地域の指定について

条例第3条第6号及び第7号の規定に基づき知事が指定する区間及び区域を次のように指定する。

道路

路線名	変更前		変更後	
	特別規制地域		特別規制地域	
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域
<u>小山町道 3078 号線</u>	—	—	<u>全区間</u>	<u>左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域</u>
<u>小山町道 3099 号線</u>	—	—	<u>小山町道 3078 号線との南側交差点から北側交差点までの区間</u>	<u>〃</u>

条例第5条第2号及び第3号の規定に基づき知事が指定する区間及び区域を次のように指定する。

道路

路線名	変更前		変更後	
	普通規制地域		普通規制地域	
	指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域
<u>湖西市道大倉戸大平線</u>	—	—	<u>全区間</u>	<u>左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）</u>

【指定理由等】

1 指定理由

(1) 小山町道

当該路線は、小山町上野工業団地を囲む道路として新たに整備している道路である。この道路からは富士山を望むことができる。周辺の県道等は、富士山の景観を重視し、沿道800メートルの特別規制地域に指定し、沿道景観を保全していることから、当該道路についても同様に特別規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものである。

(2) 湖西市道

当該路線は、国道1号浜名バイパスから湖西市街へ向かう都市計画道路の一部として整備している道路である。当該路線の開通により、国道1号から湖西市街へのアクセス道路として交通量が増加する見込みであることから、沿道100メートルの普通規制地域に指定し、無秩序な屋外広告物の表示等を防ぎ、当該道路の沿道景観を保全するものである。

2 施行期日

(1) 小山町道

令和5年8月10日から施行する。

(2) 湖西市道

令和5年9月1日から施行する。

3 位置図及び規制図

別紙のとおり